

「施工計画書作成上の留意点」の改定概要

1. 現場組織表

- ①令和2年10月1日施行の改正建設業法に基づき、監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を配置した場合、現場組織表に記載する必要があるため「監理技術者補佐」を追記
- ②担当技術者について、施工計画書への記述どおりに配置されていることが確認できればコリンズ登録を認めていることから、「担当技術者」を追記
- ③登録基幹技能者について、総合評価方式において申請した場合、工事完成時に監督員がその記述どおりに従事したことを確認しなければならないことから、「登録基幹技能者」を追記

2. 指定機械

- ①書類の削減（簡素化）（令和4年4月1日施行）の内容を反映し、記載のあった「メーカー名」を削除

3. 主要資材

- ①指定材料と主要資材の記載順を特記事項に合わせる
- ②県内産資材の確認のため、特記事項で求めている全ての資材について記載することを明記

4. 品質証明（社内検査）

- ①品質証明を必要とする工事とそれ以外の工事に分けて記載（品質証明を必要としない工事は社内検査について記載）。

5. 安全管理

- ①国土交通省中国地方整備局における記述を参考に、地下埋設物・架空線等の破損防止対策を追記。

6. 交通管理

- ①書類の削減（簡素化）（令和4年4月1日施行）の内容（工事看板等への木材利用）を考慮し、保安施設配置計画に道路工事等保安施設記録簿等を追記。（島根県公共工事共通仕様書にも道路工事保安施設記録簿の記述有）

7. 環境対策

- ①国土交通省中国地方整備局における記述を参考に、内水面漁業者等との協議について追記

8. 現場環境改善の実施内容

- ①特記仕様書がイメージアップから現場環境改善に改定されていることから名称を修正
(特記事項については修正済)

9. その他

- ①書類の削減(簡素化)(令和4年4月1日施行)により、木材利用状況書を削除したことから、木材利用状況書を削除
- ②国土交通省中国地方整備局における記述を参考に、休日について追記